

議案第 69 号

琴浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年  
法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 9 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和 2 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

令和2年琴浦町条例第 号

琴浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

琴浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年琴浦町条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは <u>同法第252条の22第1項の中核市の長</u> が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) 略 4及び5 略	(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。  (1)～(10) 略 4及び5 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。